

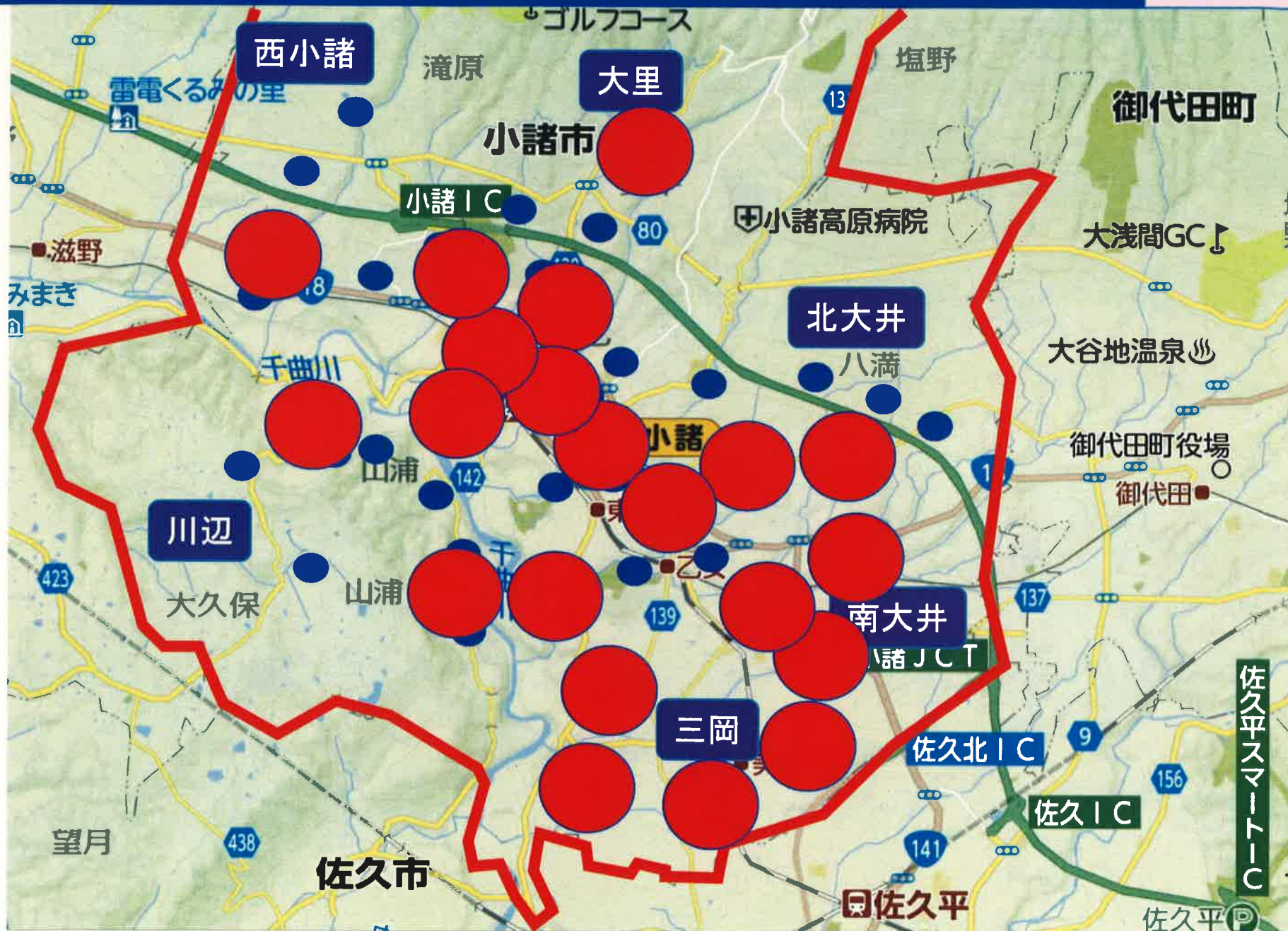
平成22年までの投票所(43カ所)

資料①



平成23年以降の投票所(21カ所)

資料②



移動投票カー（期日前投票用）の例

資料 ③



移動投票カー(1台) 期日前投票のレイアウト案

資料④

たとえば 市議選の場合	9:00～12:00	13:00～15:00	16:00～19:00
月	糠地	井子	デリシア 小諸インター店
火	諏訪山	御牧ヶ原	ツルヤ みかげ店
水	石峠	南ヶ原	デリシア 小諸インター店
木	東山	四ツ谷	ツルヤ みかげ店
金	滝原	後平	デリシア 小諸インター店
土	加増	松井	ツルヤ みかげ店

(選挙公報の配布)

第5条 選挙公報は、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して選挙の期日前2日までに配布するものとする。

(選挙公報の発行の中止)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手続は中止する。